

1 計画の目標

区民・事業者・民間団体・北区の共通の超長期目標として、21世紀中葉における北区のあるべき環境の姿を示す「望ましい環境像」を掲げます。

自然環境共生都市

～みんなが環境を考え・行動するまち～

コンセプト：すべての区民・事業者・民間団体・北区が、協働して環境活動に取り組んでいる、住みだくなるまちを表しています。

わたしたちは、このまちを「ふるさと北区」として愛し、誇りとし、将来世代に継承する責務を有しています。そのために、環境の保全と創造に、区民一人ひとりが自覚を持ち取り組んでおり、それを支える仕組みが整っている、持続可能な北区を目指します。

望ましい環境像の実現を見据えつつ、今後10年間の長期目標を次の通り設定します。

長期目標（10年間）

持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する

現在及び将来のすべての区民が健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市を実現するためには、自主的かつ積極的な取り組みによって、環境の保全と創造が適切に推進される必要があります。さらに、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

少子高齢化の進展によって、長期的に見ると人口減少が現実的なものとなってくると予想される中、将来にわたって環境の保全と創造を進めていくためには、あらゆる世代の区民・事業者・民間団体や国・東京都との連携・協働のもと、各種ニーズを踏まえた環境保全のための仕組みづくりを進めていくことが必要です。

次に、長期目標（10年間）達成のため、4つの基本目標を設定し、取り組みを進めていくこととします。

4つの基本目標は、それぞれ独立して達成を目指すものではなく、互いに連携しています。連携の中心的役割を担うのが「北区の環境を育むきずなづくり」です（図1）。

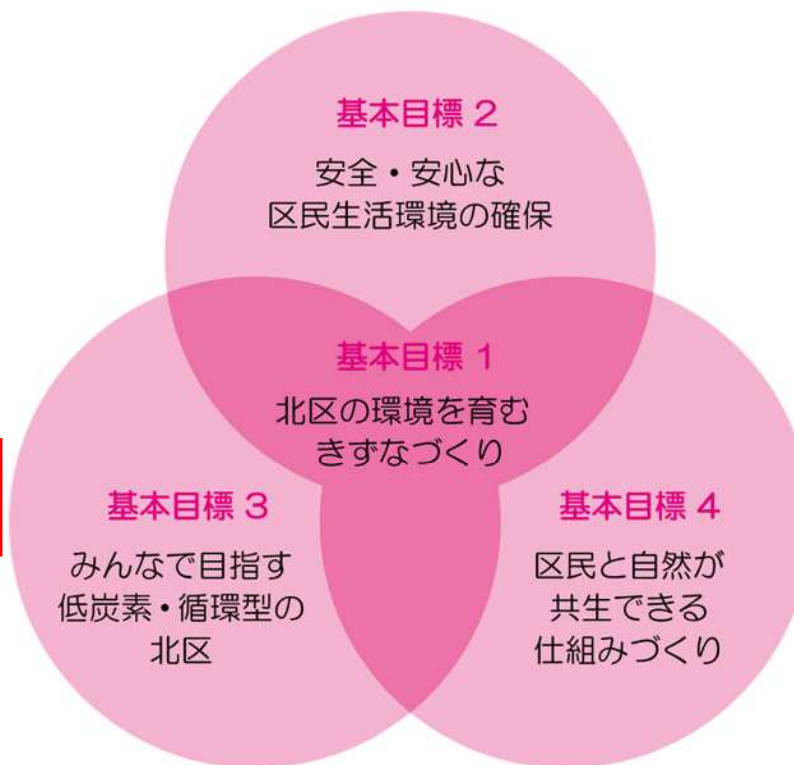


図1 基本目標の関連性

過去の計画

第1期

北区快適環境創造プラン（平成7年）

望ましい環境像：いのちあふれるまち

個別目標：①いのち・生態系の回復

②青い地球を残すために

③環境改善の仕組みづくり

第2期

北区環境基本計画（平成17年）

望ましい環境像：いのちあふれるまち

基本目標：①一人ひとりが環境行動の主演

②みんながつくる清々しいまち

③みんなでまもる青い地球

望ましい環境像 自然環境共生都市
～みんなが環境を考え・行動するまち～

長期目標（10年間） 持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する

基本目標1 北区の環境を育むきずなづくり
(施策の柱)
3.1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり
3.1-2 環境経営の促進
3.1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

基本目標2 安全・安心な区民生活環境の確保
(施策の柱)
3.2-1 身近な環境問題に関する取組み
3.2-2 包括的な化学物質対策
3.2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

基本目標3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区
(施策の柱)
3.3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策
3.3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入
3.3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

基本目標4 区民と自然が共生できる仕組みづくり
(施策の柱)
3.4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進
3.4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり
3.4-3 環境保全上健全な水循環の回復

次期北区環境基本計画 施策体系（案）

望ましい環境像 +2050ゼロカーボン
長期目標（10年間） +2030CO₂■%削減

① **地球温暖化・エネルギー対策**
【脱炭素社会の実現】（地球温暖化対策地域推進計画）
【気候変動適応】（気候変動適応計画）

② **サステナブルなまち・暮らし**
【持続可能な資源循環】
【環境負荷の小さいライフ・ワークスタイル】

③ **自然との共生**
【うるおいのある水辺・みどり】
【生物多様性の保全】

④ **安全・安心・快適な生活環境**
【災害に強いまちづくり】
【まちの美化】【身近な環境問題・公害対策】

⑤ **環境施策の横断的な取組**
【環境教育の推進】【環境経営の促進】
【多様な主体とのパートナーシップ】

次期計画は、5つの施策の柱（基本目標）を想定。

内、①を「地球温暖化対策地域推進計画」と「気候変動適応計画」として位置付ける。

ただし、2050ゼロカーボンを目指していくための施策・取組は①だけでなく、②～⑤にもまたがる。

現行計画(基本目標1 北区の環境を育むきずなづくり)

(施策の柱) 1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり

持続可能な社会を構築するためには、環境保全活動の担い手としての人づくり、活動できる地域づくりが不可欠です。

現状

- 持続可能な社会の構築を推進するうえで、地域の自然的社会的条件に応じた環境負荷の低減に向けた取組みを率先するリーダーの存在と活用が必要です。
- 北区では、以下の事業に取り組み、気づきの機会の確保、環境学習の場の充実を図るとともに、それらに係る指導者(環境リーダー、みどりの協力員等)の育成を進めています。
- ～北区環境大学、学校や社会における環境教育・学習、啓発用冊子の作成・配布、環境イベントの開催、体験教室・観察会等の多種多様なプログラムの開発・実施、環境活動自己診断 等
- 平成20(2008)年度に開講した「北区環境大学」の講座開催回数は、開始当初と比べて増加しています。平成22(2010)年度から平成24(2012)年度は開催回数に関わらず、参加人数はほぼ横ばい傾向で推移しています。
- 区内4か所にあるエコ広場館は、リサイクル生活文化の振興を図るため、区民との協働によるリサイクル活動拠点として設置された施設です。平成20(2008)年に4館目となる赤羽エコ広場館が開館し、利用人数は、近年は増加傾向にあります。
- 自然ふれあい情報館(清水坂公園内)の来館者数は、近年は減少傾向にあります。環境保全のための人材育成・地域づくりの拠点として、活性化していくことが求められます。
- みどりと環境の情報館(愛称エコベルデ、豊島5丁目遊び場内)における園芸教室回数および参加人数は、横ばいで推移しています。
- アンケートによると、環境情報の提供やその拠点となる環境学習の場の充実について、満足又はやや満足との回答率が比較的低くなっています。

課題

- ☆環境保全・創造のための力を育て、取組みを地域に根付いたものとするためには、家庭、学校、地域、企業、民間団体と連携し、様々な場において環境教育・環境学習の機会の確保を進めていく必要があります。
- ☆そして、取組みの継続性を確保するためには、担い手となる環境リーダー、美化ボランティア等の民間団体の活躍の場を確保していく必要があります。
- ☆加えて、環境保全に関する取組みを更に拡げていくためには、組織・ネットワーク体制の構築による情報共有の推進や経験を通じた行動の定着が必要です。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
北区環境大学事業での開催講座数	68回	67回	68回	36回	34回	34回	維持
環境学習拠点の利用人数 ①エコ広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどりと環境の情報館	①7,32万人 ②4,14万人 ③1,990人 (※)	①7,83万人 ②3,70万人 ③2,205人	①5,76万人 ②5,40万人 ③2,435人	①7,66万人 ②4,67万人 ③2,942人	①7,49万人 ②5,03万人 ③4,202人	①7万人 ②4,68万人 ③3,912人	増加
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	(新規)	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	表彰・公表制度の構築・運用

※講座(園芸講習会「みどりの教室」)受講者数から来館者数に変更したため、策定時の数値と異なっている。

施策の方向性・主な取組

- ◆「北区環境大学事業」において、みどりと環境の情報館(エコベルデ)や自然ふれあい情報館などの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる環境リーダーの発掘・育成に取り組みます。
 - <環境活動の担い手の活躍の場の確保>
 - ・多岐にわたる地域の環境関連活動を醸成するため環境活動の担い手を北区環境大学等の臨時講師として登用するとともに、公共施設を活用した場として提供していきます。
- ◆家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境保全の取組みの推進に必要な組織・ネットワークづくり等の環境を整備することについて検討を進めます。
 - <体験型の啓発事業の推進>
 - ・区民・事業者が、環境保全・創造に関して自発的に考え実践するために、「北区環境大学事業」と連携した出前講座等の体験型の啓発事業を進めます。
 - <環境活動のための拠点づくり>
 - ・各種環境活動の機会醸成のため、みどりと環境の情報館(エコベルデ)、自然ふれあい情報館、赤羽自然観察公園等の環境学習拠点の活用策と、区民や事業者との協働による運営の仕組みを検討していきます。
 - ・環境活動の場として、学校施設跡地等を活用することで、地域での取組みを後押しするとともに、コミュニティの醸成を図ります。
 - <他自治体との連携による地域活性化>
 - ・北区と農村地域を結ぶ体験事業に取り組むことによって地域外の人との交流し、環境の保全に関して意欲ある人材の育成を図ります。
 - <パートナーシップによる人づくり・地域づくりの裾野の拡大>
 - ・ホームページや環境学習拠点の活用、広報への掲載を通じ、民間団体や自治会による環境活動、企業による環境教育やCSR活動等に関する情報共有を図ります。
 - ・人材育成(ESD)・紹介等の地域の各主体をつなげる仕組みを構築し、取組みの裾野を広げます。
- ◆民間団体によるイベントの一斉開催など、区民意識を啓発する仕組みの構築について検討します。
 - <交流機会の拡充>
 - ・環境リーダー、民間団体や事業者等が行う環境活動を促進するため、みどりと環境の情報館(エコベルデ)、自然ふれあい情報館、赤羽自然観察公園等の環境学習拠点を交流会開催場所として提供します。
 - ・環境学習拠頭に掲示板を創設することにより、環境活動を実施する主体間の意見交換を促進します。広報誌を作成するなど、環境活動に関する発表の場を創出します。
 - <北区学校支援ボランティア活動推進事業の継続>
 - ・学校における環境学習の支援等の環境関連活動を含む学校支援事業のボランティア活動の支援を継続します。
 - <子どもの頃からの環境教育の推進>
 - ・区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。
 - ・身近な生きもの調査等への参加を通して、生きものの保全や取り扱いに関する気づきの機会の確保を図ります。
- ◆環境リーダー、美化ボランティア等の民間団体が行う取組みと、取組みを行いたい区民・事業者を支援します。

環境配慮指針

- 【区民】
 - ・「環境リーダー養成講座」などに参加し、地域での環境保全活動のリーダーを目指します。
 - ・出前講座・体験教室に参加します。
 - ・環境イベントの実施などの際に、区との協働に努めます。
 - ・みどりと環境の情報館(エコベルデ)、自然ふれあい情報館、赤羽自然観察公園などの環境学習拠点に行ってみます。
 - ・農村地域との体験事業に参加します。
 - ・本、テレビ、新聞、HP、環境学習拠点の活用などを通じて地域や地球の環境情報に目を向けます。
 - ・環境関連活動を含む学校支援事業のボランティア活動に参加します。
 - ・家庭内において省資源・省エネルギーに努めます。
- 【事業者】
 - ・出前講座や体験教室、観察会、施設見学会、環境のイベントに協力します。
 - ・環境学習拠点の整備や運営に参加します。
 - ・本、テレビ、新聞、HP、広報誌、業界紙などを通じて、環境情報を積極的に入手し、活用します。
 - ・自社の環境保全の取組みについて積極的に公表します。
 - ・環境保全活動やセミナー、ボランティアなどへ従業員を参加させます。
 - ・従業員への環境教育を行います。

（施策の柱）1-2 環境経営の推進

北区の環境保全を進めるためには、区内中小企業の協力が不可欠であることから、事業活動のグリーン化に向けた取組みを進めていくことが重要です。

現状

●近年、企業の環境に関する取組みは、環境負荷低減への関心が高まる中で広がりを見せています。（CSR活動の一環としての取組み、ISO等の認証取得・自主行動計画の策定等の環境配慮型事業活動等）

●北区の平成24（2012）年度の事業所数は13,366事業所です。出版・印刷・同関連産業等の大規模事業所もありますが、10人未満の比較的規模の小さな事業所が8割を占めています。

●従業員が10人未満の事業所について、その産業分類をみると、「製造業」「建設業」「運輸業、郵便業」といった事業所が多いことがわかります。

●アンケートによると、環境マネジメントシステムを構築又は検討中であるという回答の事業者は、3割弱となっています。

●北区でも、「エコアクション1認証取得支援事業」を進めており、事業者の環境に対する取組みの促進を図ってきたところです。平成20（2008）年度から平成25（2013）年度で31事業所が取得しました。

課題

☆中小企業が環境配慮型事業を行うためには、自らが環境に与える影響を認識し、環境配慮を意識させるための環境教育が必要です。

☆中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション2.1を一層普及させるためには、そのメリットを十分に享受できるような仕組みを構築することが求められます。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（中小企業者等）	2件	20件	18件	13件	15件	16件	増加
環境経営に関するセミナーへの参加者数※	5社	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	増加

※セミナーの内容はエコアクション2.1の取得支援でH20より実施。参加申込を見込めなくなったH27以降未実施としている。

施策の方向性・主な取組

◆環境保全に関する取組みへの参加を促すため、中小企業に向けた情報発信を進めます。

<中小企業への情報発信>

・中小企業による環境保全に関する取組みへの参加を促すため、インターネット等を活用し、セミナー開催情報や業種別の先進事例、助成金情報等の情報発信に努めます。

◆環境マネジメントシステムの導入を含む環境配慮の取組みが、中小企業にも普及するとともに、自らのメリットにつながるような仕組みづくりを進めます。

<中小企業の環境保全を進める仕組みの構築>

・事業者の環境への取組みを後押しする民間団体等を対象に、北区内で展開可能な活動内容を募集し、中小企業へ提案します。

・北区は、エコアクション2.1認証事業者のホームページでの公表、自ら設定した環境目標達成率に応じた表彰制度等の取組みを後押しする仕組みの構築を進めます。

<区自らの率先行動>

・北区は、エコアクション2.1に基づく職員研修を継続します。

環境配慮指針

【区民】 （なし）

【事業者】 ・エコアクション2.1など環境管理規格の認証取得に努めるなど、経営方針に環境保全を取り入れます。
・環境保全の担当者または担当部署を設置し、事業活動のチェックを行います。
・事業所における環境保全を進める際に参考となるセミナーへの参加やインターネットを活用するなど、情報収集に努めます。
・自ら行う環境保全活動に関して、情報提供やPR活動に努めます。

現行計画（基本目標 1 北区の環境を育むきずなづくり）

（施策の柱） 1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

区民・事業者の環境に関する意識向上や行動の促進を図るためには、環境に関する情報（低炭素・資源循環、自然共生、環境確保等）の整備と、ニーズに応じた情報の提供を行うことが必要です。

現状

- 北区では、区内の環境の現状や環境に関する施策の進捗状況を毎年「北区の環境」として取りまとめ、公開しているところです。
- 昭和61（1986）年度から平成元（1989）年度にかけて実施した、植物、昆虫、野鳥、小動物の調査に関しては、図鑑を作成して有料で頒布しました。また、その後の環境変化を把握するため、平成19（2007）年度から平成21（2009）年度にかけ、植物、野鳥、昆虫・小動物の調査を再度実施しました。この調査結果をもとにガイドブックを作成して有料で頒布しています。
- さらに、「北区環境大学」による環境講座、みどりと環境の情報館（エコベルデ）での園芸教室、自然ふれあい情報館での環境に関する講座等を実施しています。

課題

☆環境に対する区民の意識の向上に伴って情報の種類や提供方法に対するニーズが多様化しています。提供する情報の信頼性、正確性を確保したうえで、いつでも誰もが、環境に関する情報をわかりやすいかたちで容易に入手できるようにすることが求められています。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
環境学習拠点における情報発信回数	定期的実施（※1）	46回	56回	50回	50回	52回	現状維持
区内の環境を学ぶための啓発資料の作成数	定期的実施（※2）	1,830部	2,268部	3,730部	3,360部	3,850部	現状維持
有識者や高齢者等有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みの構築	（新規）	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	制度構築・運用

※1 みどりと環境の情報館における環境雑誌など
 ※2 北区河川生物生態調査報告書、自然ふれあい情報館通信「めだか」など

施策の方向性・主な取組

◆地域に密着した環境関連の先進事例を紹介し、地域の住民・民間団体・事業者等の各主体が保有している情報の共有を進めます。

<環境情報誌の発行の継続>

- ・地域に根付いた環境情報を発信していきます。

<環境学習拠点における情報発信>

- ・みどりと環境の情報館における政府・自治体刊行物、環境雑誌等の資料提供に取り組みます。
- ・ホームページや北区でのイベントを通じて、地域における環境への取組み状況や成果を発信するなど、情報共有の仕組みを構築します。
- ・有識者や高齢者等有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みを検討します。
- ・北区の大径木や保護樹木の地図やリスト等を用いた情報提供を行います。
- ・ケーブルテレビ等のメディアを活かし、北区の生きもの調査特集や環境大学の取組みを、環境月間等に合わせ情報発信します。

◆北区環境大学事業において、情報の活用を進めます。

<北区環境大学事業と連携した、理科支援教材の提供>

- ・大学や有識者との連携のもと、大学・企業等との協働による環境学習カリキュラムを充実させることを検討します。
- ・子どもたちが生きものに直接ふれて学ぶことを通じて、環境問題に対して正しく考え行動できる力を身につけることができるような教材の提供を継続します。
- ・4つの河川が流れる北区の特性を活かし、「北区と川のかかわり方」をまとめた啓発資料を作成するなど、気づきの機会を増やす取組みを進めます。

環境配慮指針

- 【区民】
- ・環境学習拠点を活用します。
 - ・環境問題を積極的に学習し、得た知識を地域の環境保全活動に活かします。

- 【事業者】
- ・事業所の見学会や環境講演会を開催するなど、区民との交流を深めます。
 - ・民間団体などとの情報交換や交流に努めます。
 - ・業界団体で事業者の力を結集して、地域社会の環境保全を進めます。

現行計画（基本目標 2 安心・安全な区民生活環境の確保）

（施策の柱） 2-1 身近な環境問題に関する取組み

都市生活と密接に結びついている問題に関しては、継続的な啓発活動の実施等によって、環境にやさしいライフスタイルや近隣住民等に配慮した事業活動の定着を図ることが重要です。

現状

- 住宅の過密化、生活様式の多様化による都市・生活型公害については、区に寄せられる苦情の割合が増えています。
- 北区における公害苦情件数を現象別に見ると、騒音に関わるものが最も多く、かつ増加しています。その発生源としては、建設作業に関わるものが最も多く、次に一般家庭のピアノやエアコンから出る生活騒音、飲食店等の営業に伴う音、拡声器の音等が多くなっています。
- 北区では、騒音に関する相談の一環として騒音計の貸し出しサービスを行っています。
- その他にも、身近な環境をよりよくするため、駅前におけるタバコのポイ捨て防止の地域美化にも取り組んでいます。アンケートによると「地域内の清潔さ」に関し、満足・やや満足との回答が4割程度（無効、無回答を除いた構成比）ありました。

課題

- ☆住工混合が進む中、工場を発生源とする騒音・振動への地域特性に応じた対策が必要となっています。
- ☆一般家庭の生活騒音に関しては、個人の生活行動に伴うため、音に対する気配りをはじめ、近隣に配慮した暮らし方に関する継続的な啓発活動が必要です。
- ☆地域美化に関しては、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めることが重要です。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
騒音・振動等に関する工場・事業場への指導回数	定期的に実施 （※）	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現状維持
環境美化キャンペーンの開催回数	定期的に実施	10回（延べ504名参加）	10回（延べ444名参加）	10回（延べ478名参加）	7回（延べ476名参加）	5回（延べ205名参加）	現状維持

※公害防止パンフレットによる意識啓発など

施策の方向性・主な取組

◆工場や建設作業を発生源とする騒音・振動等の産業型公害については、生活環境の悪化を招かないよう、工場等の事業場に対する監視、規制・指導を行います。

- <工場・事業場への指導、公害防止パンフレットによる意識啓発の継続>
- ・工場・事業場への指導、公害防止パンフレットによる意識啓発を継続します。

◆一般家庭の生活騒音等の都市・生活型公害については、東京都など関連機関と連携し、良好な生活環境を守るため、相談対応するとともに、未然に防止するため啓発活動や情報発信等を行っていきます。

◆喫煙マナーを向上させるべく、歩きタバコによる火傷等の防止とともに、タバコのポイ捨てによる吸い殻等の散乱を防止等するための事業を推進します。

- <ポイ捨て防止事業の充実>
- ・区内駅周辺におけるキャンペーンの継続とともに、区内企業等と連携した喫煙者のマナーの向上を図ります。

◆町会・自治会をはじめ、地域の企業にも働きかけ、協働して地域美化に取り組めます。

- <地域における清掃活動の促進>
- ・事業者や民間団体等との連携のもと、地域主導の美化運動を推進していきます。

環境配慮指針

- 【区民】
- ・掃除機・洗濯機・エアコンなどの購入時はできるだけ低騒音型を選びます。
 - ・エアコンの室外機や給湯器などの据付けはできるだけ隣家から離します。
 - ・楽器やテレビの音などで、近隣に迷惑をかけないようにします。
 - ・タバコや空き缶などのポイ捨て、不法投棄、自転車放置などはしません。
 - ・家の前や地域の清掃を進んで行き、環境美化に努めます。

- 【事業者】
- ・近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。
 - ・低騒音・振動型の建設機械や設備の導入に努めます。
 - ・建設時に、工事に対する周辺住民の理解を得られるようにします。
 - ・飲食店やカラオケなどの営業時には、近隣への騒音に十分注意します。
 - ・敷地内外の清掃に日常的に取り組めます。

現行計画 (基本目標 2 安心・安全な区民生活環境の確保)

(施策の柱) 2-2 包括的な化学物質対策

区民の安全・安心の確保のためには、予防的な視点から、対象事業所への指導の徹底や正しい知識の普及に努め、包括的に対応していくことが重要です。

現状

- ダイオキシン類や重金属による土壌汚染、アスベストによる健康被害及び化学物質による環境汚染も心配されています。
- 国・東京都では、化学物質対策の必要性等への理解を高めていくため、環境リスクに関する情報をわかりやすく提供することとしています。
- アンケートによると、有害な化学物質を適正に管理しているとの回答が、8割（該当しないまたは不可能、無効、無回答を除いた構成比）あり、ほとんどの事業者が取り組んでいると想定されます。
- 北区では、建築物の解体・改修時におけるアスベストの飛散防止対策を徹底しています。

課題

- ☆区民の健康の維持のため、化学物質の適正な管理について、指導の徹底を進めていく必要があります。
- ☆新たな健康影響物質に関しては、正しい知識の普及によって、理解を高めていくことが求められます。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
化学物質の適正管理に関する情報発信	定期的実施(※)	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	現状維持 情報の充実
有害ガス排出工場・指定作業場調査における規制基準適合状況	2事業所で規制基準超過	すべて規制基準以内	すべて規制基準以内	すべて規制基準以内	すべて規制基準以内	すべて規制基準以内	すべて規制基準以内

※ホームページ等での情報発信

施策の方向性・主な取組

◆国や東京都との連携のもと、指導の徹底と正しい知識の普及によって、化学物質による環境リスクの低減に努めます。

<化学物質の適正管理の推進>

- ・都条例に基づく化学物質の適正管理や法令順守について、指導等を行っていきます。
- ・化学物質に対する正しい知識の普及を図ります。

<土壌・地下水汚染拡散防止の確保>

- ・工場廃止時の土壌汚染調査や対策の実施について、都条例に基づく指導を徹底します。

環境配慮指針

- 【区民】
- ・野外でのごみの焼却はしません。
 - ・殺虫剤・除草剤の使用を減らします。
 - ・家電リサイクル法や自動車リサイクル法を守ります。

- 【事業者】
- ・有害物質を含んだ排水やその他の化学物質は適正に管理します。
 - ・事業系廃棄物（産業廃棄物等）を適正に処理します。
 - ・化学物質に関する法規制や条例を遵守します。
 - ・取引先に対しても、納入製品に関する化学物質の適正管理をお願いするなど、化学物質による公害の未然防止を図ります。

現行計画（基本目標 2 安心・安全な区民生活環境の確保）

（施策の柱） 2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

区民の健康の保護及び生活環境の保全を進めるためには、光化学オキシダントやヒートアイランド等の広域環境課題への対応も必要です。

現状

●自動車による大気汚染について、東京都によるディーゼル車の排気ガス規制の強化などにより、改善の兆しが見られるようになりました。

●わが国における大気汚染の状況は、様々な施策により、全体としては改善しつつありますが、光化学オキシダントについては、その環境基準達成率は低くなっています。平成21（2009）年度9月に環境基準が設定されたPM2.5については、全国的に環境基準の達成率が低い状況にあります。

●北区では、PM2.5の測定の結果、長期的評価である年平均値、短期的評価である日平均値の98%値とともに環境基準を達成していません。

●都市部で顕著な問題としてヒートアイランド現象があります。東京都は平成15（2003）年3月に「ヒートアイランド対策取組方針」をとりまとめ、東京都による率先行動、民間との共同施策の推進、調査研究を進めています。

●東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に関しては、子どもの施設を中心に放射線量の測定を実施するとともに、測定結果を公表しました。

課題

☆光化学オキシダントやPM2.5については、国や東京都と連携のもと、関連情報を区民にわかりやすく提供する必要があります。

☆ヒートアイランドについて、その現象の強弱や影響度を評価する方法はあるものの、対策についての効果を評価する手法はまだ確立されていません。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
光化学オキシダントやPM2.5に関する情報発信	定期的実施（※1）	北区ニュース：1回（※2） ホームページ：公表中	北区ニュース：1回（※2） ホームページ：公表中	北区ニュース：1回（※2） ホームページ：公表中	北区ニュース：1回（※2） ホームページ：公表中	北区ニュース：1回（※2） ホームページ：公表中	現状維持 情報の充実
ヒートアイランド対策に関する情報発信	（新規）	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	情報の充実
大気汚染物質の測定	定期的実施	実施（※3）	実施（※3）	実施（※3）	実施（※3）	実施（※3）	現状維持

※1 広報・ホームページ等での情報発信

※2 光化学オキシダントについて

※3 大気汚染物質の常時監視：2か所、有害大気汚染物質調査：2か所、大気中ダイオキシン調査：2か所、大気中二酸化窒素の簡易調査：定点10か所、沿道・交差点：19か所（いずれも区役所での測定を含む。）

施策の方向性・主な取組

◆光化学オキシダントやPM2.5に関しては、国や東京都及び関係機関との情報交換を行い、区民への情報発信等の対応を行ってまいります。

<光化学オキシダントやPM2.5への対応>

・国や東京都及び関係機関との情報交換を行い、区民への情報発信等の対応を行ってまいります。

◆国や東京都が行うヒートアイランドに関する調査・研究に協力します。

<ヒートアイランド対策への協力>

・国や東京都が行うヒートアイランドに関する調査・研究に協力し、広報に努めます。

◆放射線対策については、国と東京都のモニタリング状況を注視しつつ、必要が生じた場合には、迅速に対応できる体制を構築してまいります。

環境配慮指針

- 【区民】
 - ・雨水などを使用した打ち水で、地面の温度を下げます。
 - ・社有車の買い替えの際には低公害車などを導入します。
 - ・エコドライブを実践します。
 - ・通勤時はできるだけ公共交通機関を利用します。
 - ・雨水を貯めておいて草木の水やりなどに再利用します。
 - ・ベランダや家・事業所のまわりに緑を増やします。
- 【事業者】
 - ・雨水などを使用した打ち水で、地面の温度を下げます。
 - ・社有車の買い替えの際には低公害車などを導入します。
 - ・エコドライブを実践します。
 - ・通勤時はできるだけ公共交通機関を利用します。
 - ・雨水を貯めておいて草木の水やりなどに再利用します。
 - ・ベランダや家・事業所のまわりに緑を増やします。

現行計画(基本目標3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区)

(施策の柱) 3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策

地球温暖化問題を解決するためには、区民・事業者が徹底的な省エネ行動が行えるよう、家庭における省資源や省エネルギー活動に対する支援、公共施設における率先行動を進めていくことが重要です。

現状

- 我が国は、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地球温暖化対策とエネルギー政策の一体的な見直しを迫られています。
- 北区のエネルギー消費量は、平成23(2011)年度12,779TJとなり、京都議定書の基準年である平成2(1990)年度と比べて約15%減少しました。内訳を見ると、産業部門や運輸部門で削減が進みましたが、家庭(民生家庭部門)と事務所・ビル、商業・サービス業施設(民生業務部門)において増加しています。
- 北区の温室効果ガス排出量は、平成20(2008)～平成24(2012)年度において平成2(1990)年度比2%削減の目標に対し、平成23(2011)年度実績では1.1%の増加となりました。これは、基準年と比べて電力等のエネルギー需要が増加したことや、東日本大震災による福島第一原子力発電所の停止等に伴う電力排出原単位の上昇によって、電力消費に伴う排出量が増えたことが要因であると推察されます。
- 北区の事業活動に関しては、前述の通り、10人未満の比較的規模の小さな事業所が約8割を占めているという特性があります。
- 家庭に関しては、戸数164,450戸(平成20(2008)年度)のうち約7割が集合住宅(長屋建、共同住宅)という特性があります。
- 北区では、住宅及び事務所に対し、太陽光発電システム等の新エネルギー機器、高効率給湯器等の省エネルギー機器等の導入助成を実施しています。

課題

- ☆エネルギー政策を取り巻く状況が大きく変化の中で、家庭や事業所ではエネルギーの効率的な利用を進めていくことが必要です。そのきっかけとして、省エネ・再エネ導入を進めるための支援が求められます。
- ☆特に、居住者の一存では、省エネ・再エネ導入が決められない集合住宅への支援が必要です。
- ☆環境負荷の少ない移動手段の活用は、省エネルギーであるとともに健康増進のメリットもあることから、進めていく必要があります。
- ☆省エネを普及させるため、区民・事業者の行動を促す仕組みづくりが必要です。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入累計数	775件(※)	246件	253件	356件	262件	280件	増加
省エネ・再エネ設備導入技術講習の実施	(平成26年度より実施)	3回	3回	2回	2回	マンション管理無料セミナーで事業説明を実施	現状維持
環境活動自己診断事業への参加者数	回収数: 1,655枚	回収数: 1,641枚	回収数: 1,854枚	回収数: 1,680枚	回収数: 1,674枚	回収数: 1,841枚	増加
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	(新規)	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	表彰・公表制度の構築・運用

※平成25年度まで助成対象機器であった潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)483件を含む。

施策の方向性・主な取組

- ◆区民・事業者の徹底的な省エネ行動普及のために、北区が率先して、事務及び事業に関しての温室効果ガスの排出削減を図ります。
 - <公共施設の省エネ・再エネ導入の促進>
 - ・新築、改修時の省エネ設備の導入や断熱性能の向上等、環境に配慮しながら区有施設整備を進めます。
 - ・区道の街路照明に関しては、引き続きLED化を推進していきます。
- ◆民間の開発事業者、住宅メーカーやエネルギー設備メーカー等とも連携し、住宅や事業所の省エネ化を推進します。
 - <省エネ製品の普及・啓発>
 - ・クール・ネット東京のパンフレット等を活用し、省エネ機器やコージェネレーション設備等のエネルギーを有効活用できる設備機器の紹介を進めていきます。
 - ・新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成を継続します。
- ◆建物所有者・管理者等に対し、エネルギー供給事業者や民間団体が行う省エネに資する取組み情報を発信していくことで、住宅や中小企業の省エネ化を推進します
 - <住宅や中小企業に対する省エネ・再エネ導入の拡大>
 - ・区が行う講習を受講した電気店等が区民に対し省エネに関するアドバイスを行うことにより、住宅の省エネ促進を図ります。
 - ・集合住宅や事業所の建物・設備の省エネ改修・運用改善等について、省エネ相談を実施し、建物所有者・管理者への動機づけや、メリットを感じられる省エネ・再エネ活用の推進に取り組みます。
 - ・東京都との連携のもと商店街の街路灯のLED化を推進します。
- ◆技術革新の動向を踏まえて「新エネルギー・省エネルギー機器等の導入助成制度」の充実、省資源・省エネルギーに関する情報や、日々の営みの中で楽しみながら続けていくことができる取組みの情報を発信していくなど、区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりを進めます。
 - <区民・事業者の省エネ対策・再エネ導入行動の促進>
 - ・ゲーム感覚で、家庭での省エネ対策・再エネ導入の方法や効果を楽しみながら学べる仕組みを構築し、優れた取組みを表彰するなど、行動の促進・継続を図ります。
 - ・エネルギー供給事業者との協働によって、家庭の省エネに役立つスマートメーターの活用策を紹介します。
 - ・環境行動に対する意識改革を図るため、ホームページや環境学習拠点の活用を通じ、小学校とその家族を対象に行っている環境活動自己診断を一般区民にまで拡大します。
 - ・中小企業でも参加しやすい環境活動自己診断書を作成します。診断結果を活用した省エネを促進させるための仕組みについて検討します。
 - ・エネルギー供給事業者による省エネルギー設備に関する割引契約や、金融機関による低利子融資、東京都による省エネ促進税制に関する情報等の優遇制度に関する情報の整理・提供を進めていきます。また、取組み効果が期待できる事業所には、北区の助成制度を活用した省エネルギー機器の導入や東京都の省エネ促進税制の活用を促す等によって、東京都と連携した事務所の省エネの仕組み構築について検討します。
 - ・再生可能エネルギー機器等の効率的な運転・管理に必要な知識や技術を身につけるための講習会を開催する等によって、再生可能エネルギー機器の普及を促す行動の定着を図ります。
- ◆区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。
 - <公共施設の省エネ・再エネ導入の促進>
 - ・学校改築の際には、環境に配慮した高効率の省エネルギー設備や再生可能エネルギーの活用を積極的に図るとともに、環境教育の教材としても活用します。
 - ・区立小中学校における省エネ活動を一層推進するため、前年度比で節減できたエネルギー使用量を金額換算し、2分の1を学校運営を充実させるための予算として還元する省エネ・インセンティブ制度を導入します。

(施策の柱) 3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策

地球温暖化問題を解決するためには、区民・事業者が徹底的な省エネ行動が行えるよう、家庭における省資源や省エネルギー活動に対する支援、公共施設における率先行動を進めていくことが重要です。

施策の方向性・主な取組 (続き)

- ◆設備更新を行い、エネルギー消費量の実測に協力いただける区民や中小企業と協働して、省エネ対策の普及啓発冊子を作成・公表し、さらなる省エネ対策を推進します。
- ◆再生可能エネルギーの導入を盛り込んだ先進的な地域づくりの検討を進めます。
- ◆区として、環境負荷の少ない移動手段の選択に努めるほか、ウォーキングの促進や自転車への代替による省エネ効果のアピールを進めます。
 - <環境負荷の少ない移動手段の選択>
 - ・エコドライブ講習会の開催、公有車更新時における電気自動車等の低公害車の率先導入等の環境負荷の少ない移動手段の選択に、積極的に取り組みます。
 - ・「33万人健康づくり大作戦」と連携して、ウォーキングを促進します。
 - ・自動車から自転車へ代替した場合の健康効果とあわせて省エネ効果をアピールする等の利用促進の取組を行います。

環境配慮指針

- 【区民】
 - ・省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
 - ・新しい家を建てる時には、省資源・省エネルギー、断熱に配慮します。
 - ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。
 - ・断熱や採光、冷暖房の温度設定の調節などにより、省エネルギーに努めます。
 - ・省エネ対策・再エネ導入の方法や効果の知識を身につける。
 - ・環境活動自己診断で温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を立てます。
 - ・公共交通や自転車などの利用、徒歩に転換し、自動車の利用を極力控えます。
 - ・エコドライブを実践します。
- 【事業者】
 - ・エコアクション21や環境活動自己診断で、電気やガスなどの燃料の利用状況や、温室効果ガスの排出量を把握し、削減目標を立てます。
 - ・太陽光発電や下水熱、工場排熱などの再生可能エネルギー・未利用エネルギーの有効活用を努めます。
 - ・事務所の建設時や設備機器の更新時は、省資源・省エネ型の設備機器（照明、空調、コージェネレーションシステムなど）の導入を検討します。
 - ・通勤時の公共交通への転換により、自動車の利用を極力控えます。
 - ・エコドライブを実践します。
 - ・環境への負荷の少ないエネルギーを利用します。

第2次北区地球温暖化対策地域推進計画 (平成30年3月策定) における同一テーマの記述**基本方針1 低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及****施策の方向1 家庭での取組みの促進**

- 主な施策①省エネ・節電に関する情報提供
 - <北区ニュースやホームページによる情報発信>
 - <東京都「家庭の省エネアドバイザー制度」の活用>
 - <エコベルデや自然ふれあい情報館等、区内環境学習拠点の活用>

- 主な施策②「見える化」の普及
 - <HEMSの導入支援>
 - <スマートメーターの有効活用の促進>

- 主な施策④公共交通・自転車の利用促進
 - <公共交通機関の利便性の向上 (駅広場整備・駅周辺のバリアフリー) >
 - <自転車利用環境の総合的整備 (北区自転車ネットワーク計画策定・駐輪場整備) >

施策の方向2 事業所での取組みの促進

- 主な施策②環境経営の促進
 - <環境マネジメントシステムの認証取得支援・認証取得事業者の優遇制度>

- 主な施策④エコドライブの促進
 - <講習会の開催等、エコドライブの啓発>

施策の方向3 区民・事業者の連携の促進

- 主な施策①カーボン・オフセット商品等の普及
 - <区の事務事業での率先行動 (グリーン購入)・カーボン・オフセット商品についての情報提供>

基本方針2 省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及**施策の方向1 住宅・建築物等でのシステムの普及**

- 主な施策①区有施設への率先導入
 - <公共施設における省エネ・再エネ・蓄エネ設備の導入>
 - <環境に配慮された電力の購入>

- 主な施策②家庭・事業所への導入支援
 - <新エネ省エネ機器等導入助成制度>

- 主な施策③集合住宅への導入支援
 - <省エネコンサルタント派遣・省エネ診断に基づく助成制度>
 - <新エネ省エネ機器等導入助成制度>

- 主な施策④他自治体等との連携
 - <友好都市等との再生可能エネルギーについての活用>

現行計画 (基本目標3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区)

(施策の柱) 3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

東日本大震災以降、エネルギーの使い方も踏まえた新たなエネルギーシステムの考え方を整理し、地域の安心と安全を実現する取組みを検討することが求められています。

現状

- 東日本大震災及び原子力発電所事故は、私達の暮らしや事業活動にエネルギーの安定供給が欠かせないことを改めて認識させるものでした。
- 政府は、「安全性」「安定供給」「経済効率性の向上」「環境への統合」というエネルギー政策の基本に則り、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして「第四次エネルギー基本計画」を策定しています。
- アンケートによると、省エネルギー・新エネルギー設備を導入又は導入検討と回答した事業者は太陽子発電システムで2割弱、燃料電池で1割弱でした(無効、無回答を除いた構成比)。また、電気自動車又はハイブリッド車を含め、災害時の非常用電源とすることを導入理由とする事業者もいました。
- 北区でも、避難所等の活動を支援するため、公共施設への非常用発電機等の導入を進めています。

課題

☆政府のエネルギー政策の見直しを踏まえ、災害時も活用可能なエネルギーシステムの構築を、地球温暖化対策と合わせて考えていく等によって、地域の創意工夫を活かした取組みの検討を進めていく必要があります。

☆災害時の活用を視野に入れた再生可能エネルギー導入の検討を進めることが必要となっています。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
学校等への新エネルギー機器の導入件数	25施設	25施設	27施設	31施設	34施設	35施設	増加
区有施設への非常用発電機の導入件数	113機 (避難所62か所)	123機 (避難所60か所)※	185機 (避難所60か所)※	185機 (避難所59か所)※	119機 (避難所59か所)※	119機 (避難所58か所)※	適宜更新

※発電機はカセット及びガソリン式。小学校の適正配置により、避難所が62か所→59か所→58か所に変更された。

施策の方向性・主な取組

◆災害時におけるエネルギーセキュリティに対する考え方は、想定される災害(首都直下型地震、南海地震等)によって異なります。大規模災害によって引き起こされる問題、それを解決するための対策を実施するために、北区として何をすべきかについて、検討を進めます。

<非常時における自立電源の確保>

・非常時にも活用できる自立電源として、蓄電池や燃料電池等を用いた電気システムについて検討を進めます。

<公共施設・学校等への率先導入～防災機能強化のための再生可能エネルギーの導入>

- ・公共施設の新築・改修の際やエコスクール事業を通じて、学校等への再生可能エネルギー機器の率先導入を進めます。
- ・停電時の電源確保が可能な蓄電池付き太陽光発電設備の導入等のエネルギー融通を実現するシステムの構築について検討します。

<災害時のエネルギー供給設備の整備>

・広範囲に渡って、系統からの電力供給が停止するような大規模災害を対象として、非常用発電機導入等の災害時のエネルギー供給を図ります。

◆災害時も活用可能な再生可能エネルギーの導入について検討を進めます。

◆家庭、ビル、地域のエネルギーマネジメントシステム、蓄電池や燃料電池等を総合的に組み合わせたスマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築等について検討を進めます。

◆地域の創意工夫を活かした自発的で低炭素な地域づくりの可能性について検討を進めます。

環境配慮指針 (なし)

第2次北区地球温暖化対策地域推進計画(平成30年3月策定)における同一テーマの記述

基本方針2 省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及

施策の方向1 住宅・建築物等でのシステムの普及

主な施策⑤ まちづくりと合わせたスマートコミュニティの形成

<再開発等の機会を捉えたスマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築等についての検討>

施策の方向3 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

主な施策①非常時における自立電源の確保

<蓄電池や燃料電池等を用いた電気システム導入>

主な施策②公共施設・学校等への率先導入

<新築・改築の際、再エネの率先導入>

<停電時のエネルギー融通を実現するシステム導入の検討>

主な施策③災害時のエネルギー供給設備の整備

<広範囲に渡る系統からの電力供給停止を想定した整備の検討>

現行計画 (基本目標 3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区)

(施策の柱) 3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

私たちは、発展の方向を持続可能なものとし、健全な物質循環を確保した循環型社会の構築に向けて取組みを進めていくことが必要です。

現状

- 私たちが歩んできた経済性・効率性・利便性を優先させる社会システムは、大量消費や大量廃棄を伴うため、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の乱伐など、様々な地球規模の環境問題を引き起こしています。
- わが国では、従来の大量生産・大量消費型・大量廃棄型の社会を見直し、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会の形成に向けた取組みが進められています。
- 北区では、平成26年1月資源循環推進審議会の答申を受け、より一層のごみの減量・資源化の促進を図るため、「北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2018)」を改定します。また、雑がみの資源化、小型家電や金属の資源化を進め、さらなる循環型社会の構築を目指す取組みを行っています。
- 北区が収集したごみ量については、平成25(2013)年度で平成19(2007)年度と比べて10.6%減と着実に削減されています。
- 町会・自治会・マンションの管理組合・PTA等の団体が自主的に資源を回収する集団回収による回収量は、平成20(2008)年度までは増加したものの、近年は減少傾向にあります。

課題

☆ 北区は、地球循環圏等の地域における循環型社会の形成を推進していくうえで中核として、廃棄物等の適正な循環の利用や各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすことが求められています。
 ☆ 3Rに対する地域への取組みは、循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生にもつながります。そのため地域の実情に根差し、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す必要があります。
 ☆ 北区では、区民・事業者さらなるごみの減量への協力を求めるためには、住民とともに協働できる人材を育成する必要があります。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
エコ広場館の年間利用人数	7,327万人	7,837万人	5,767万人	7,667万人	7,497万人	77万人	増加
ごみ排出量削減率(平成25年度比)※	(基準年度)	2%(H26)	2%(H27)	4%(H28)	4%(H29)		20%
区民1人1日あたりのごみ排出量※	718g	695g(H26)	687g(H27)	665g(H28)	662g(H29)	660g(H30)	563g
区民1人1日当たりのごみ総排出量※	881g					804g(H30)	700g

「ごみ排出量」…区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持ちごみの合計量。
 「ごみ総排出量」…ごみ排出量に区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量。

施策の方向性・主な取組

◆ ごみ減量に有効な情報発信、ごみ減量懇談会等の開催、区民参加型事業等の拡充など、各世代に応じた3R推進のための啓発活動と環境学習を推進します。

<区民に対する普及啓発活動の継続>

- ・ 3R推進に必要な情報を多世代にわたり普及するため、各種の媒体を活用して広報活動を推進します。
- ・ エコ広場館を活用し、区民や地域の人たちの自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を強化していきます。

<事業者に対する普及啓発活動の強化・継続>

- ・ 事業系ごみの減量及び適正排出を進めるため、区内事業者の実態把握と普及啓発や指導を行います。

◆ 一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、地域に住む人と人のつながりに着目し、集団回収活動等の区民の自主的な活動の支援を強化する等といった、適正な規模で循環させる仕組みづくりを進めます。

<緑のリサイクル事業の促進>

- ・ 公園樹木の剪定枝等を利活用します。

環境配慮指針

【区民】

- ・ エコマークやグリーンマークなどがついた、環境に配慮した商品を選びます。
- ・ 余分なものは買わないようにします。
- ・ 食べ物については、調理法の工夫や必要な分だけ計画的に購入するなど、発生抑制に努めます。
- ・ 物を大切に、長く使い、壊れたら修理します。
- ・ バック・トレイを使わない商品を選びます。
- ・ 詰め替え商品を積極的に利用します。
- ・ 買い物袋(マイバック)を持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。
- ・ リターナブルびん(再利用できるびん)の商品を選び、びんは返却します。
- ・ ごみの分別を徹底し、リサイクルできるものは資源として再利用します。
- ・ テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際には、家電リサイクル法を遵守します。
- ・ フリーマーケットを利用・参加するなど、リサイクル、リユース運動を推進します。

【事業者】

- ・ エコマークやグリーンマークなどがついた、環境に配慮した商品を選びます。
- ・ 詰め替え可能な商品や再生材料を利用した商品など、環境負荷の少ない商品の販売に努めます。
- ・ レジ袋削減運動など、過剰包装をしない運動を広げます。
- ・ 賞品の修理受入れを積極的に行います。
- ・ 事業系ごみの排出抑制を、各事業所及び業界全体で進めます。
- ・ 材料の無駄をなくし廃棄物を少なくします。
- ・ 製品はリサイクルしやすい素材や構造へ改良していきます。
- ・ 原料には再生資源を利用し、新規資源の利用を抑制します。
- ・ 販売店回収など資源の有効活用に取り組みます。
- ・ 建設廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 廃棄物の適正処理を行います。

現行計画(基本目標4 区民と自然が共生できる仕組みづくり)

(施策の柱) 4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進

区内の貴重な自然を守り、持続させ、地球規模の保全に貢献するためには、生物多様性の重要性について認識を深め、理解を促すことが重要です。

現状

- 樹林や河川敷草地などの良好な自然環境は、将来へと引き継ぐ貴重な財産で、子どもたちが多様な生きものの命の営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも、大変重要です。
- 東京都では、平成24(2012)年5月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、緑の量を確保する従来の取組みに加え、生物多様性の保全等の緑の質を高める視点を樹脂指、緑の量と質をともに確保することとしています。
- アンケートによると、「生物多様性」という言葉に関して「意味を知っていた」又は「聞いたことがある」との回答率は約7割(無効、無回答を除いた構成比)と高い状況です。この傾向は、年齢別に見ても差はなく、社会一般の知識として生物多様性という言葉が広まっていることがうかがえます。
- 北区では、生物多様性の保全等に関わる取組みとして、基礎的な調査を進めており、「野鳥調査」、「河川生物生息調査」を継続的に実施しています。野鳥は、区内の主な公園・緑地において、約30種の生息が確認されています。
- 環境教育の面においては、自然環境に関する率先的な教育を進める等といった、自然と触れ合う機会を増やしてきた地域もあります。

課題

- ☆生物多様性に関する様々な課題に取り組みためには、各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備が必要です。
- ☆北区では、経年的に蓄積している野鳥調査結果、河川生物生息調査結果について、情報の整理とわかりやすい公表を行うことで、取組みを後押し求られています。
- ☆さらに、土・水・緑、そこに生息・生育する生きものとの触れ合う機会が少なくなっている地域では、自然とのふれあい活動等の推進を通じた広報・教育・普及啓発等によって、地域における人と自然の関係を見直し、再構築を進めていくことが必要です。
- ☆北区内の生きものの保全を進めていくためには、できるだけ多くの区民や民間団体、事業者等の協力が不可欠なことから、積極的な情報発信や学ぶ機会の創出を進めることが求められます。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
「環境大学事業」における講師やサポート人材の育成講座の実施	実施(※1)	25回	25回	19回	19回	32回 延べ参加者数計306名	継続
区内生きものの調査結果を活用した学習会等の参加者数	502名(※2)	414名	498名	279名	426名	437名	増加
「環境大学事業」におけるセミナー等の参加者数	延べ1,457名	延べ1,168名	延べ1,505名	延べ871名	延べ721名	延べ829名	増加

※1 環境リーダー養成講座(令和元年度分より、自然ふれあい情報館だけでなく、みどり自然の情報館及び東京家政大学で実施している講座も環境リーダー養成講座として計上)

※2 自然ふれあい情報館における「自然に関する教室」

施策の方向性・主な取組

◆東京都との連携のもと、区民や区内企業、民間団体等が、生物多様性の重要性を理解し、主体的な緑化や保全活動が活性化するように、基礎情報の整理や学習機会の創出に努めます。

<地域と連携した啓発活動>

- ・東京都と連携し、地域の小中学生や民間団体等とともに、生きもの観察会や清掃活動を実施し、自然環境や生態系の保全に関わる啓発活動を進めます。

◆北区の自然の実態を明らかにするため、自然の変化の記録・保存を継続していきます。

◆基礎データの活用について、大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等の相互のネットワークの強化等を通じて情報を共有する等といった、自然環境データの有効活用策について検討を進めていきます。

<生きもの情報の活用の促進>

- ・「河川生物生息調査」や「野鳥調査」等の結果について、有識者の指導のもと、学校や地域単位での地図化や区民協働での取りまとめを行い、「北区の環境」の基礎情報として整理します。
- ・生きもの生息・生育に関する基礎情報収集のため、ホームページ等を活用した効率的な手法を検討します。
- ・駆除が必要な種の情報を収集し、生態系に与える影響が大きな種を整理するなど、基礎情報の活用を進めていきます。
- ・区の調査結果等を活用し、身近な生きもの生息・生育保存すべき地域・地点を、学識経験者や区民と協働で取りまとめます。
- ・生きものとの付き合い方に対する情報を整理するとともに、区民・事業者向けの提供手法について検討します。

◆野生生物の生態や正しい付き合い方を学ぶことができる場や機会の充実を図ります。

<生きものについて学ぶ機会の増加>

- ・区立小中学校を対象に環境教育を取り入れた学校ぐるみによるピオトープの整備を進めます。また、「北区・子どもの水辺」をはじめとしたワンドの整備を通して生きもののかかわり方について学び、行動を促す取組みを進めます。
- ・生きもののかかわり方について学ぶための参考となるよう、生きものとの付き合い方に対する情報や駆除が必要な種の情報の活用を図ります。
- ・既設ピオトープを活用した環境教育を推進するため、指導者となるリーダーの養成及び案内板設置等、生きものとのふれあう機会の創出に努めます。

環境配慮指針

- 【区民】
- ・生きもの観察会に参加します。
 - ・北区内の動植物について理解を深めます。
 - ・ピオトープの設置・運営に参加・協力します。

- 【事業者】
- ・事業所の敷地内に多様な生物が生息できるよう、池や緑地を可能な範囲で確保します。
 - ・敷地内の池や緑地等を活用した観察会を開催します。
 - ・生きもの保全や創造に係る取組みの紹介や場の公開を通じた環境教育に協力します。

現行計画（基本目標4 区民と自然が共生できる仕組みづくり）

（施策の柱）4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり

少子高齢化の進展によって、担い手不足が懸念される将来、区内の緑の保全と創出を継続するためには、地域主導で実現可能な仕組みを指向していくことが重要です。

現状

●緑は、私たちの生活に豊かさやうおいを与えるとともに、大気を浄化して、災害時には防災機能を果たすなど、快適な都市環境を提供しています。

●北区には、飛鳥山、がけ地、河川敷等といった、今なお貴重な緑が残っています。市街地に残る屋敷林や雑木林等も、都市化が高度に進む北区では保全すべき重要な緑です。

●北区の緑被を見ると、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性があります。

●北区では、公園・緑地、道路において緑を増やす取組みを進めています。「東京都北区みどりの条例（昭和60年条例第15号）による緑化計画書の認定制度に基づき、緑化を義務づけているところです。5年ごとに行っている緑被率調査によると、緑被率は増加傾向にあります。

●アンケートによると、生物多様性を保全していくうえで、豊かな緑の保全を進めることについて約8割（無効、無回答を除いた構成比）の方が重要であると認識しています。事業者においては半数以上（無効、無回答を除いた構成比）で樹木や生垣などの保存をしており、緑化に対する取組みが進んでいる状況がうかがえます。

課題

☆市街地に残されている大切な緑を、より質の高いものにしていくために、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全していくことが必要です。

☆生物多様性を保全するには、住宅の庭から大規模な樹林地まで、多様な規模の緑被を保全・創出し、多様な野生生物が息息・生育できる場を用意することが必要です。

☆北区の緑の骨格を形成している崖地樹林と河川敷を、将来にわたって保全していくことが必要です。

☆緑の防災機能に着目した場合、生垣など身近な緑を増やしていくことも必要です。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	具体的な目標
生垣造成助成の長さ（累計）	5,576m	5,701m	5,792m	5,800m	5,858m	5,874m	増加
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	31,610m	40,888m	48,084m	47,878m	52,364m	56,317m	増加
緑被率（1㎡以上）	19.05%	19.05%	19.05%	19.05%	18.43%（※1）	18.43%（※1）	20%（※2）
区内の生きもの調査を活用した緑化指針等の策定	（新規）	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	策定

※1 平成30年度「北区緑の実態調査」調査実績

※2 「北区緑の基本計画（平成22年3月）」の平成31年度目標値

施策の方向性・主な取組

◆東京都と連携し、市民緑地制度や保全地域制度等を積極的活用し、緑の保全を進めます。

<屋敷林や崖線等の保全>

- ・既存の緑を保全するため、東京都と連携し、特別緑地保全地区の指定を促進することによって、屋敷林や崖線等の都市の良好な自然的環境となる緑地を着実に保全していきます。
- ・行政区域を超えた崖線の緑については、東京都の「崖線の緑を保全するためのガイドライン」に基づき、関係自治体と連携して、保全を検討します。

<建物の屋上・ベランダ及び壁面の緑化に係る普及・啓発の推進>

- ・北区の助成事業（都市建築物緑化促進事業助成金）を活用した緑化を進める事業者に対して緑化工法の紹介を行います。

<街路樹の充実>

- ・道路新設や既設道路の大規模改修に際しては街路樹の充実を図っていきます。

◆身近な緑の保全に対する意識を醸成するためにも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、味の素ナショナルトレーニングセンターをはじめとする練習施設周辺を、区民とともに季節の草花で飾っていきます。

◆二酸化炭素の吸収や防災性の強化、景観の改善などに寄与するため、区有公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化を支援します。

<公共施設における緑化推進拠点の創出>

- ・区立小中学校においては、学校を改築する際や環境教育を通じ、壁面緑化、屋上緑化やビオトープづくりなどにより、身近でみどりにふれあえる場所を整備するとともに、多様な生きもの生息場所、立ち寄り場所を創出し、地域における緑化の推進に積極的に貢献します。

◆緑地の管理にあたっては、美化ボランティアの活用等、自然共生や区民の協働を進めるための仕組みの構築について、検討を行います。

<区民とともにつくる公園の実現>

- ・未永く地域に愛される公園を目指すために、区民等の意見を募ります。

◆既存ブロック塀等の建替を契機として、生け垣の導入を進めます。導入や維持管理における協力体制、知識や技術等の習得支援を進めます。

<生け垣助成の拡充>

- ・緑の実態調査（平成25年度）の結果を踏まえ指定したモデル地区において、既存ブロック塀撤去と生け垣造成に対する助成を拡大します。
- ・制度の周知を図るため、各種環境関連イベントにおいて、実施事例紹介や技術紹介をかねた、説明ブースを設置します。

<緑化指針の策定>

- ・緑化基準に基づき、景観や生きもの生息に配慮した緑化指針（ガイドライン）を策定します。
- ・緑化指針（ガイドライン）の普及啓発を図るためリーフレットを環境学習拠点で配布します。

<緑化メリットに関する認知度の向上>

- ・緑化計画書提出事業者を対象とした緑化工法の紹介を行います。

環境配慮指針

【区民】

- ・緑化指針（ガイドライン）を用いて、ベランダ・窓辺緑化を進めるなど、身近なところから緑化を進めます。
- ・植木鉢で草花を育てたり、塀を生け垣にして、美しいまち並みをつくれます。

【事業者】

- ・緑化指針（ガイドライン）を用いて、壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化などを進めます。
- ・植木鉢の設置やブロック塀の生け垣化など、美しいまち並みづくりに取り組みます。
- ・緑化に当たっては生物に配慮した樹種の選定に努めます。
- ・生物に配慮した夜間照明の工夫をします。

（施策の柱）4-3 環境保全上健全な水循環の回復

長期的に見て、私たちの暮らしの質の向上や環境の保全をすすめていくためには、環境保全上健全な水循環の回復に向けての取り組みを図ることが重要です。

現状

- 健全な水循環を構築するためには、山間部から農村部、都市郊外部及び都市部まで、流域の水循環全体を視野に入れた取り組みが重要です。
- 北区は、崖線沿いに多くの湧水が存在しており、崖線の保全は水循環を学ぶうえで重要な地域でもあります。
- これまで、北区は雨水流出抑制施設の導入を推進してきました。
- アンケートによると、生物多様性を保全していくうえで、豊かな水と水辺の保全に関して、8割以上（無効、無回答を除いた構成比）の方が重要であると回答しています。

課題

☆都市化等に伴う流域の地下浸透・涵養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあります。雨水浸透等の対策を進める必要があります。

☆健全な水循環の構築に当たっては、一人一人が身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動することが重要です。人と水とのふれあいについて関心を高めていくための普及・啓発策が求められています。

成果と目標・進捗

成果指標	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
湧水地点数	12地点	12地点	12地点	13地点	14地点	14地点
河川生物生息調査によるモニタリング	実施	1回	1回	1回	1回	1回

施策の方向性・主な取組

◆雨水浸透の推進は、地下水の涵養や湧水の保全対策だけでなく、集中豪雨に伴う水害対策としても有効です。雨水浸透施設の設置や透水性舗装など水循環のまちづくりを誘導していきます。

<雨水浸透の推進>

- ・学校改築の際は透水性の高い校庭を整備するなど、雨水浸透施設の設置を推進します。合わせて、トイレや樹木等への撒き水用に雨水を積極的に利用します。
- ・雨水浸透施設の設置を推進します。

◆流域自治体との連携体制を保持していきます。

<流域自治体との協働による河川水質調査の実施>

- ・流域自治体との協働による河川水質調査を実施します。

◆区内の貴重な自然環境である遊水地等の活用等によって、人々の水への関心をより一層高めていきます。

<家庭でできる水質汚濁防止対策のPR>

- ・家庭でできる水質汚濁防止対策をPRします。

<水循環の重要性に関する意識啓発>

- ・公開が可能な湧水地を活用した環境教育を進めることについて、検討します。

環境配慮指針

- 【区民】
- ・廃油や生ごみをそのまま流さないように工夫します。
 - ・雨水などの有効利用に努めます。
 - ・地下水の利用者は揚水量基準を守ります。

- 【事業者】
- ・工場、事業所の排水を減らします。
 - ・各工場や事業所で水質汚濁物質の適切な廃水処理を行います。
 - ・調理くずや食べ残し他者などの排水への混入を防止します。
 - ・排水処理施設を適切に維持管理します。
 - ・揚水量基準を守ります。
 - ・雨水浸透施設を導入します。
 - ・雨水・再生水利用施設を導入します。